法規的告示

○観光庁告示第四号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月七日

観光庁長官　秡川　直也

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を改正する告示

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。	通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　外国語（スペイン語に限る。）　次に掲げる者	三　外国語（スペイン語に限る。）　次に掲げる者
イ　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の一級に合格した者	イ　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定試験の一級に合格した者
ロ　（略）	ロ　（略）
四　（略）	四　（略）
五　外国語（中国語に限る。）　次に掲げる者	五　外国語（中国語に限る。）　次に掲げる者
イ　（略）	イ　（略）
ロ　教育部中外語言交流合作中心が制作する中文水平考試について六級百八十点以上又は高等試験について九級以上の資格を有する者	ロ　中華人民共和国教育部孔子学院**总**部／国家**汉办**が制作する漢語水平考試について六級百八十点以上又は高等試験について九級以上の資格を有する者
ハ　国家中国語能力試験推進委員会が制作する華語文能力測験（ＴＯＣＦＬ）のLevel６精通級（Ｃ２）に合格した者	ハ　国家中国語能力試験推進委員会が実施する華語文能力測験（ＴＯＣＦＬ）のLevel６精通級（Ｃ２）に合格した者
六　外国語（イタリア語に限る。）　特定非営利活動法人イタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定の一級に合格した者	六　外国語（イタリア語に限る。）　特定非営利活動法人国際市民交流のためのイタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定試験の一級に合格した者
七　（略）	七　（略）
八　日本歴史　次に掲げる者	八　日本歴史　次に掲げる者
イ　（略）	イ　（略）
ロ　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史Ｂ又は旧日本史Ｂについて六十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）	ロ　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十三条第一項第一号の試験の日本史Ｂについて六十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）
九　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識　独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会又は旧現代社会について八十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）	九　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識　独立行政法人大学入試センター法第十三条第一項第一号の試験の現代社会について八十点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して五年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第四十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道帯広市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　帯広市アイヌ施策推進地域計画

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第四十八号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道旭川市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　旭川市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第四十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年三月十九日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道室蘭市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　室蘭市アイヌ施策推進地域計画